

件名

最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件

○金融庁告示第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五十七条の十七第一項の規定に基づき、最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和六年三月三十一日から適用する。ただし、第七条の二第二項第二号の改正規定は、同年四月一日から適用する。

令和五年 月 日

金融庁長官 中島 淳一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)            第七条の二 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、TLAC規制対象最終指定親会社については、第二条の二第一項の算式における資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を控除した額とする。ただし、第三条の規定にかかわらず、第二号に掲げる額の算出に当たっては、最終指定親会社TLAC告示第一条第九号に規定する国内処理対象最終指定親会社グループに含まれる子法人等に限って、連結の範囲に含めるものとする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率(最終指定親会社TLAC告示第一条第十号に規定する最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。)から八パーセント(最終指定親会社TLAC告示第二条第二項の規定を適用する場合にあつては、<u>十一・五パーセント</u>)を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)</p> <p>「イ」ハ 略」</p> <p>(金融機関向けエクスポージャー)            第三十条 「略」</p>	<p>(資本バッファに係る普通株式等Tier1資本の額)            第七条の二 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 リスク・アセットの額に最低所要リスク・アセットベースTLAC比率(最終指定親会社TLAC告示第一条第十号に規定する最低所要リスク・アセットベースTLAC比率をいう。)から八パーセント(最終指定親会社TLAC告示第二条第二項第一号の規定を適用する場合にあつては、<u>十一・五パーセント</u>、同項第二号の規定を適用する場合には、<u>十一・五パーセント</u>とする。)を控除して得た比率を乗じて得た額から次に掲げる額の合計額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあつては、零とする。)</p> <p>「イ」ハ 同上」</p> <p>(金融機関向けエクスポージャー)            第三十条 「同上」</p>

〔2〕6 略〕

7 標準的手法採用最終指定親会社は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関のグレード区分をAと判定するものとする。

一 「略」

二 次のイからタまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからタまでに定める要件を満たしていること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 「略」

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条第一項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準及び同告示第二

〔2〕6 同上〕

7 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第十四号）第二条（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める最低基準

条第二項（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に定める当該最低基準以外の基準

「ニクタ 略」

三 「略」

8 第五項の規定にかかわらず、自己資本比率規制金融機関（

前項第二号イからトまでのいずれかに該当するものに限る。

）が、前項の規定によりそのグレード区分がAと判定される場合において、次の各号に掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ当該各号に定める要件を満たすときは、当該自己資本比率規制金融機関に対するエクスポージャーのリスク・ウェイトを三十パーセントとすることができる。

「一・二 略」

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法

第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率

「ニクタ 同上」

三 「同上」

8 「同上」

「一・二 同上」

三 前項第二号ハに規定する国際統一基準金庫 信用金庫法

第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第十九条第一号及び第三十一条第一号の算式により得られる比率が十四パーセント以上であり、かつ、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二條第一項（同告示第五条第一項において読み替えて準用する場合を含む。）の算式により得られる比率が五パ

が五パーセント以上であること。

〔四〇七 略〕

9 標準的手法採用最終指定親会社は、次に掲げる要件の全てを満たす自己資本比率規制金融機関（第七項の規定によりそのグレード区分がAと判定されたもの及び同項第二号チからタまでに掲げるものを除く。）のグレード区分をBと判定するものとする。

一 「略」

二 次のイからトまでに掲げる自己資本比率規制金融機関の区分に応じ、当該イからトまでに定める要件を満たしていること。

〔イ・ロ 略〕

ハ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第一条第九号の三に規定する国際統一基準金庫 次に掲げる基準の全てを満たしていること。

(1) 「略」

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条第一項（同告示第五条第一

一 セント以上であること。

〔四〇七 同上〕

9 「同上」

一 「同上」

二 「同上」

〔イ・ロ 同上〕

ハ 「同上」

(1) 「同上」

(2) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条（同告示第五条第一項にお

備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>三 「二」ト 略 「三」ト 略</p> <p>項において準用する場合を含む。に定める最低基準</p>
	<p>三 「二」ト 同上 「三」ト 同上</p> <p>いて準用する場合を含む。に定める最低基準</p>